

令和7年5月30日

市議会議員 様

柳井市長 井 原 健太郎

市議会定例会の招集について

このことについて、別紙告示写しのとおり招集したので通知します。

現在までに提出を予定している事件は、下記のとおりであります。

記

- | | |
|--------|-------------------------------|
| 議案第30号 | 柳井市非常勤職員報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について |
| 議案第31号 | 柳井市税条例の一部改正について |
| 議案第32号 | 柳井市営住宅条例の一部改正について |
| 議案第33号 | 辺地に係る総合整備計画の変更について |
| 議案第34号 | 工事請負契約の締結について |
| 議案第35号 | 工事請負変更契約の締結について |
| 議案第36号 | 工事請負変更契約の締結について |
| 議案第37号 | 損害賠償に関する和解及び額の決定について |
| 議案第38号 | 令和7年度柳井市一般会計補正予算（第1号） |
| 承認第1号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 承認第2号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 承認第3号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 同意第2号 | 教育委員会教育長の任命について |
| 同意第3号 | 教育委員会委員の任命について |
| 報告第3号 | 令和6年度柳井市一般会計繰越明許費繰越額の報告について |
| 報告第4号 | 令和6年度柳井市下水道事業会計予算の繰越しの報告について |
| 報告第5号 | 専決処分の報告について |
| 報告第6号 | 一般財団法人やない花のまちづくり振興財団の経営状況について |

柳井市告示第46号

令和7年第2回柳井市議会定例会を、次のとおり招集する。

令和7年5月30日



柳井市長 井原 健太郎

1 期 日 令和7年6月11日

2 場 所 柳井市議会議場

議案第 30 号

柳井市非常勤職員報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について

柳井市非常勤職員報酬及び費用弁償支給条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 6 月 11 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市非常勤職員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

柳井市非常勤職員報酬及び費用弁償支給条例（平成 17 年柳井市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

選挙長、投票管理者、 開票管理者	1 回の選 挙につき	13,000 円を超えない範囲内で任命 権者が市長と協議して定める額
選挙立会人、投票立会 人、開票立会人	1 回の選 挙につき	11,000 円を超えない範囲内で任命 権者が市長と協議して定める額

を

」

「

選挙長、投票管理者、 開票管理者、投票立会 人、開票立会人、選挙 立会人	日額	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関 する法律（昭和 25 年法律第 179 号） 第 14 条第 1 項各号に掲げる職の区分に 応じて、当該各号に掲げる額
---	----	---

に

」

改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の柳井市非常勤職員報酬及び費用弁償支給条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示又は告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 31 号

柳井市税条例の一部改正について

柳井市税条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 6 月 11 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市税条例の一部を改正する条例

柳井市税条例（平成 17 年柳井市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第 18 条の 3 中「地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 34 条の 2 中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「若しくは法第 314 条の 2 第 4 項」を「、法第 314 条の 2 第 4 項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 89 条第 2 項第 2 号中「同条第 16 項」を「同法第 2 条第 16 項」に改める。

附則第 16 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第 16 条の 2 の 2 令和 8 年 4 月 1 日以後に第 92 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第 92 条第 1 号オに掲げる加熱式たばこをいい、第 93 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第 94 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第 92 条第 1 号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この

項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日

(2) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する

法律（令和５年法律第１号）附則第１条第１２号に掲げる規定の施行の日
（公示送達に関する経過措置）

第２条 この条例による改正後の柳井市税条例（以下「新条例」という。）第１８条の規定は、前条第２号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第３条 新条例第３４条の２及び第３６条の２第１項ただし書の規定は、令和８年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和７年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

２ 令和８年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第３６条の２第１項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第３６条の３の２第１項第３号及び第３６条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

３ 新条例第３６条の３の２第１項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第３６条の２第１項ただし書に規定する給与について提出する新条例第３６条の３の２第１項及び第３項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の柳井市税条例（以下「旧条例」という。）第３６条の２第１項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第３６条の３の２第１項及び第３項の規定による申告書については、なお従前の例による。

４ 新条例第３６条の３の３第１項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２０３条の６第１項に規定する公的年金等（同法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第３６条の３の３第１項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第３６条の３の３第１項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第４条 次項に定めるものを除き、附則第１条第１号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第１６条の２の２第１項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

２ 令和８年４月１日から同年９月３０日までの間に、柳井市税条例第９２条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第９４条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項及び新条例附則第１６条の２の２の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 柳井市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- (2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第 32 号

柳井市営住宅条例の一部改正について

柳井市営住宅条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 6 月 11 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市営住宅条例の一部を改正する条例

柳井市営住宅条例（平成 17 年柳井市条例第 124 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

柳井市営国清住宅	柳井市柳井 4260 番地 1	昭和 40	準耐火構造平家建て	32	を
----------	-----------------	-------	-----------	----	---

」

「

柳井市営国清住宅	柳井市柳井 4260 番地 1	昭和 40	準耐火構造平家建て	28	に
----------	-----------------	-------	-----------	----	---

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 33 号

辺地に係る総合整備計画の変更について

平郡西辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 11 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

(別紙)

総合整備計画書新旧対照表

市町村名：柳井市
辺地名：平郡西辺地

変更前	変更後	備考
(省略) 2 公共的施設の整備を必要とする事情 (1) 渡船施設 渡船施設の更新等により、離島航路の安全性及び住民等の利便性の向上を図るため (2) 飲用水供給施設 老朽化した設備の更新により、良質かつ安定的な飲料水の供給を図るため	(省略) 2 公共的施設の整備を必要とする事情 (1) 渡船施設 渡船施設の更新等により、離島航路の安全性及び住民等の利便性の向上を図るため (2) 飲用水供給施設 老朽化した設備の更新により、良質かつ安定的な飲料水の供給を図るため (3) 診療施設 診療施設の更新等により、診療体制の充実を図るため (4) 公民館その他の集会所施設 <u>老朽化した施設の更新等により、地域住民の生活文化水準の向上及び住民自治活動の活性化を図るため</u>	

変 更 前		変 更 後				備 考
3 公共的施設の整備計画 令和4年度から令和8年度まで 5年間 (単位 千円)		3 公共的施設の整備計画 令和4年度から令和8年度まで 5年間 (単位 千円)				診療施設、公民館その他の集会所施設における事業費及び事業主体の追加
施設名	区分 事業 主体名	事業費	財 源 内 容 特定財源 一般財源		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額	
渡船施設 (照明灯、防眩材の更新及び 航路浚渫事業)	柳井市	20,000	14,000	6,000	6,000	
渡船施設 (待合所トイレ改修事業)	柳井市	7,646	0	7,646	7,600	
飲用水供給施設 (避雷器更新事業)	柳井市	629	300	329	300	
合 計		28,275	14,300	13,975	13,900	
診療施設、公民館その他の集会所施設 (平郡西地区コミュニティ施設整備事業)	柳井市	244,118	0	244,118	221,000	
合 計		272,393	14,300	258,093	234,900	

議案第 34 号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、柳井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年柳井市条例第 50 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 11 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 庁舎浸水対策改修電気設備工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 163,680,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 柳井市新市沖 2 番 13 号
トオル電気株式会社 代表取締役 宮 本 稔 |

(参 考)

工事名 庁舎浸水対策改修電気設備工事

工 期 自 令和7年6月28日

至 令和8年3月27日

入札結果及び経過

[illegible]

議案第 35 号

工事請負変更契約の締結について

下記のとおり工事請負変更契約を締結することについて、柳井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年柳井市条例第 50 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 11 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

記

- | | |
|------------|---|
| 1 契約の目的 | 令和 5 年災 市道西浦東浦線道路災害復旧工事 |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 変更前の契約金額 | 180,281,319 円 |
| 変更後の契約金額 | 197,514,900 円 |
| 4 契約の相手方 | 柳井市日積 7029 番地 3
好村建設株式会社 代表取締役 好 村 公 志 |

(参 考)

工事名 令和5年災 市道西浦東浦線道路災害復旧工事

工 期 自 令和6年6月22日

至 令和7年7月31日

議案第 36 号

工事請負変更契約の締結について

下記のとおり工事請負変更契約を締結することについて、柳井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年柳井市条例第 50 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 11 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

記

- | | |
|------------|--|
| 1 契約の目的 | 柳井市弓道場新築（建築主体）工事 |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 変更前の契約金額 | 190,300,000 円 |
| 変更後の契約金額 | 194,227,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 柳井市伊保庄 4907 番地
井森工業株式会社 取締役社長 井 森 幹 雄 |

(参 考)

工事名	柳井市弓道場新築（建築主体）工事
工 期	自 令和6年12月23日
	至 令和7年 8月29日

議案第 37 号

損害賠償に関する和解及び額の決定について

下記のとおり損害賠償に関する和解及び額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 11 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

記

1 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和 7 年 3 月 21 日柳井市余田地内市道柳井田布施線において発生した自動車事故

2 和解及び損害賠償の相手方

住所等 大島郡周防大島町在住 個人

3 和解の要旨及び損害賠償の額

柳井市は、相手方に対し、損害賠償金 899,954 円を支払うものとする。

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

柳井市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会にこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 11 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

専決処分書

柳井市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市税条例の一部を改正する条例

柳井市税条例（平成 17 年柳井市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 82 条第 1 号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が 0.125 リットル以下かつ最高出力が 4.0 キロワット以下のもの 年額 2,000 円

第 89 条第 2 項第 5 号中「定格出力」の次に「（第 82 条第 1 号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第 90 条第 2 項中「身体障害者等又は」を「身体障害者等若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第 95 条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第 95 条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第 5 号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第 95 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第 10 条の 2 第 23 項中「附則第 15 条第 37 項」を「附則第 15 条第 36 項」に改め、同条第 24 項中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 37 項」に改め、同条第 25 項

中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第26項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第10条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第10条の4及び第10条の5を削る。

附則第10条の6第1項中「附則第16条の4第1項」を「附則第16条の2第1項」に改め、同項第1号中「附則第12条の6第1項第3号」を「附則第12条の4第1項第3号」に改め、同条第2項中「附則第16条の4第1項」を「附則第16条の2第1項」に、「令和5年度分及び令和6年度分」を「令和7年度分及び令和8年度分」に改め、同条第3項中「附則第16条の4第4項」を「附則第16条の2第4項」に改め、同項第3号及び第5号中「附則第16条の4第3項」を「附則第16条の2第3項」に改め、同条第4項中「附則第16条の4第9項」を「附則第16条の2第9項」に改め、同条を附則第10条の4とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の柳井市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

承認第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

柳井市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会にこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 11 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

専決処分書

柳井市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市都市計画税条例の一部を改正する条例

柳井市都市計画税条例（平成 17 年柳井市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 37 項」を「附則第 15 条第 36 項」に改める。

附則第 7 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 37 項」に改める。

附則第 8 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条第 41 項」に改める。

附則第 18 項中「第 34 項まで、第 37 項、第 38 項、第 42 項若しくは第 45 項」を「第 33 項まで、第 36 項、第 37 項、第 41 項若しくは第 44 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の柳井市都市計画税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 6 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

承認第3号

専決処分の承認を求めることについて

柳井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会にこれを報告し、承認を求める。

令和7年6月11日提出

柳井市長 井 原 健太郎

専決処分書

柳井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

柳井市国民健康保険税条例（平成17年柳井市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第21条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同項第3号中「545,000円」を「56万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の柳井市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

同意第 2 号

教育委員会教育長の任命について

下記の者を柳井市教育委員会の教育長に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 11 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

記

西 元 良 治

同意第 3 号

教育委員会委員の任命について

下記の者を柳井市教育委員会の委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 11 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

記

西 岡 琴 美

報告第 3 号

令和 6 年度柳井市一般会計繰越明許費繰越額の報告について

令和 6 年度柳井市一般会計補正予算（第 2 号）第 2 条、令和 6 年度柳井市一般会計補正予算（第 4 号）第 2 条、令和 6 年度柳井市一般会計補正予算（第 6 号）第 2 条及び令和 6 年度柳井市一般会計補正予算（第 7 号）第 2 条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により、報告する。

令和 7 年 6 月 1 1 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

令和6年度柳井市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					一般財源
					既収特定財源	入源	収財			
							未特定	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円	円
2 総務費	1 総務管理費	やない暮らし応援買物券事業	162,972,000	149,534,000		101,551,000				47,983,000
2 総務費	1 総務管理費	柳井商業高等学校跡地整備事業	116,304,000	113,889,000	84,105		11,000,000	89,500,000		13,304,895
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対応重点支援給付金事業	167,465,000	36,720,000			36,720,000			
6 農林水産業費	1 農業費	単県農山村整備事業	20,500,000	13,300,000	264,000		6,600,000	6,300,000		136,000
6 農林水産業費	1 農業費	ため池等整備事業	36,300,000	27,774,000			27,724,000			50,000
6 農林水産業費	3 水産業費	漁港機能保全事業	107,000,000	94,008,600	115,650		46,966,700	46,900,000		26,250
6 農林水産業費	3 水産業費	漁港施設機能強化事業	86,420,000	86,420,000			43,200,000	43,200,000		20,000
6 農林水産業費	3 水産業費	漁港海岸保全施設整備事業	30,100,000	19,300,000	36,000		12,864,000	6,300,000		100,000
7 商工費	1 商工費	観光振興対策事業	29,472,000	29,471,600	37,000			27,900,000		1,534,600
8 土木費	2 道路橋りょう費	交通安全施設等整備事業	2,100,000	2,100,000						2,100,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	市道改良事業	27,400,000	22,462,294	62,294			22,400,000		
8 土木費	2 道路橋りょう費	社会資本整備総合交付金事業	35,744,000	35,743,083			10,622,000	22,100,000		3,021,083
8 土木費	4 港湾費	第2号工区埋立事業	5,000,000	5,000,000						5,000,000

令和6年度柳井市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収特定収入	左の財源内訳				一般財源
						未特定	収入		入源	
							国県支出金	地方債		
			円	円	円	円	円	円	円	円
8 土木費	5 都市計画費	古開作中央線道路施設リニューアル事業	24,039,000	24,038,300		13,200,000	10,800,000			38,300
8 土木費	5 都市計画費	街路施設長寿命化対策事業	27,261,000	27,260,200		11,221,000	16,000,000			39,200
10 教育費	5 保健体育費	弓道場整備事業	266,425,000	176,877,500			167,100,000			9,777,500
11 災害復旧費	1 農林水産業施設災害復旧費	農業施設災害復旧事業 (公共災害・現年)	5,000,000	5,000,000		4,960,000				40,000
11 災害復旧費	1 農林水産業施設災害復旧費	農業施設災害復旧事業 (単独災害・現年)	16,597,000	16,596,400	36,752		11,600,000			4,959,648
11 災害復旧費	2 土木施設災害復旧費	土木施設災害復旧事業 (公共災害・現年)	34,500,000	34,500,000		21,183,000	10,500,000			2,817,000
11 災害復旧費	2 土木施設災害復旧費	法定外公共物等災害復旧事業 (単独災害・現年)	10,000,000	6,500,000			6,100,000			400,000
11 災害復旧費	2 土木施設災害復旧費	土木施設災害復旧事業 (公共災害・過年)	125,466,000	125,466,000	22,000	86,545,000	19,400,000			19,499,000
合 計			1,336,065,000	1,051,960,977	657,801	434,356,700	506,100,000		0	110,846,476

令和7年6月11日提出

柳井市長 井原健太郎

報告第4号

令和6年度柳井市下水道事業会計予算の繰越しの報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により、令和6年度柳井市下水道事業会計予算において、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、同条第3項の規定により、報告する。

令和7年6月11日提出

柳井市長 井 原 健太郎

令和6年度柳井市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						既収入 特定財源	企業債	国庫補助金	損益勘定 留保資金			
1 資本的 支出	1 建設 改良費	公共下水道 事業	円 441,889,000	円 423,047,087	円 6,640,000	円 0	円 3,000,000	円 3,639,000	円 1,000	円 12,201,913	円 0	発注計画の見直し による
	合 計		441,889,000	423,047,087	6,640,000	0	3,000,000	3,639,000	1,000	12,201,913	0	

令和7年6月11日提出

柳井市長 井 原 健太郎

報告第5号

専決処分の報告について

損害賠償に関する和解及び額の確定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月11日提出

柳井市長 井原 健太郎

専決処分書

下記のとおり損害賠償に関する和解及び額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和7年5月12日

柳井市長 井原 健太郎

記

1 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和7年4月14日柳井市柳井地内において発生した公用車による物損事故

2 和解及び損害賠償の相手方

所在地等 岩国市 法人

3 和解の要旨及び損害賠償の額

柳井市は、相手方に対し、損害賠償金16,500円を支払うものとする。